

## 指針の骨子（案）

平成 26 年 1 月 17 日  
事 務 局

## 1. 基本方針

## (1) 現状認識と目指すべき姿

現状認識

- ・地球規模のオゾン全量は現在も少ない状態が続いていること、南極域の春季に形成されるオゾンホールは縮小の兆しがあるとはまだ言えず、南極域のオゾン層は依然として深刻な状況にある。
- ・地球温暖化の進行は、気候変動により人類の生存基盤及び社会経済の存立基盤を揺るがす重大な脅威であり、今後とも、環境と経済の両立を図りつつ、切れ目なく地球温暖化対策を推進する必要がある。また、気候変動枠組条約においては、平成 27(2015)年までに平成 32(2020)年以降の枠組みについて合意が求められているところ、我が国における温暖化対策として、フロン類対策はその重要な柱とされている。
- ・CFC・HCFC の生産消費量を着実に削減し、代替フロン等 3 ガスの排出削減が進展している一方、冷媒 HFC を中心に排出が急増する見込みであり、HFC の排出を抑制することが特に重要である。
- ・廃棄時冷媒回収率は依然として低く、冷凍空調機器の使用中に冷媒フロン類が多く漏えいしている。

目指すべき姿

- ・今後見込まれる HFC の排出量の急増傾向を早期に減少に転換させることを含め、フロン類の段階的な削減を着実に進め、フロン類を中長期的には廃絶することを目指す。なお、本法に基づく対策を進めることによる温室効果ガスの排出削減効果は、対策を実施しなかった場合に比べ 2020 年では 970 万トン～1560 万トン、2030 年では 2550 万トン～3180 万トン（いずれも CO<sub>2</sub> 換算値）となることが見込まれる。
- ・短期的には、市中にあるフロン類の大気中への排出を可能な限り抑制することを目指して、特に排出量の増加が見込まれる業務用冷凍空調機器について、その使用時の管理の徹底、整備時・廃棄

時のフロン類の回収及び再生・破壊を適正、かつ、確実な実施を図る。

- ・優れた技術の導入を目指し、フロン類対策で世界を牽引し、またこれを世界に向けて発信し、ノンフロン製品や低 GWP 製品の世界的な普及に努めるとともに、HFC の生産に対する世界共通の規制基準の導入について、リーダーシップを発揮し積極的に取り組む。

## (2) 具体的な対策の方向性

下記の4点について重点的に対策を進める。

### ① フロン類の実質的フェーズダウン

- ・フロン類の低 GWP 化や製造量等の削減を含むフロン類以外への代替、再生を促進。

### ② フロン類使用製品のノンフロン・低 GWP 化

- ・国内外の今後の技術進歩や市場の動向等も踏まえつつ、着実なノンフロン・低 GWP 化を促進。

### ③ 業務用冷凍空調機器使用時におけるフロン類の漏えい防止

- ・機器の設計や製造段階における対策、機器使用等時の適切な管理を推進。

### ④ フロン類の回収を促進するための方策

- ・フロン類の回収等の取扱いを適正化。

## 2. 判断の基準に係る重要事項

### (1) フロン類の製造業者等の判断の基準

- ① 機器等のノンフロン・低 GWP 化、再生技術の向上、国際的動向等を踏まえつつ、中長期的なフロン類の廃絶を目指し、段階的な低減を求める基準を以下のように設定する。

- ・基準は、フロン類の製造・輸入量等の定量的な指標を用いて設定する。

- ・目標値や目標年度は、指定製品の製造業者等の判断の基準との整合性に留意しつつ、フロン類使用製品のノンフロン・低 GWP 化の状況、再生技術の向上状況、国際的動向等を勘案した需給見通しを踏まえて、フロン類の製造・輸入量の計画的な低減ができるよう設定する。

- ② 取組進捗を効率的・効果的に把握し、実効性あるものとするべく、事業者から取組進捗について能動的に報告（目標達成年度には、別途、法定の報告徴収権限に基づく報告徴収を実施）する。

## （２） 指定製品の製造業者等の判断の基準

- ① 国内外の今後の技術進歩や市場の動向等も織り込みつつ、指定製品のノンフロン・低 GWP 化を促進するため、指定製品に使用されるフロン類の GWP 値の段階的な低減を求める基準を以下のように設定する。

- ・ 基準は、指定製品の種類に応じて、同一の転換目標を目指すことが適切な区分ごとに設定する。その際、使用されるフロン類・代替物質の物理化学的特性、当該製品の市場構造、関連する法規制等に留意する。
- ・ 目標値は、指定製品の区分ごとにおける製品出荷台数で加重平均した GWP 値や目標年度において一定の GWP 値を達成した製品の出荷割合等を基本的な指標として設定する。
- ・ 目標値は、代替技術の安全性（燃焼性、毒性等）、経済性（価格、供給安定性、漏えい防止による経済的便益、回収破壊費用等を総合的に勘案したもの）、性能（省エネ性能を含む）、新たな技術開発の将来見通し等に留意しつつ、区分ごとに、上市されているもの又は上市の技術見通しがあるものの中でフロン類を使用しない製品又は最も GWP 値が低いフロン類を使用する製品を計画的に普及できるよう設定する。
- ・ すでに代替物質又は代替製品がありフロン類を使用する必要のない用途については、フロン類の使用を期限を定めて規制する。
- ・ 目標年度は、新たな技術開発の将来見通し等に留意しつつ、製品開発期間、設備投資期間等の合理的な準備期間を考慮した上で設定する。
- ・ 基準設定の例外となる製品は、法律上の指定要件を満たさないものに限定する。

- ② フロン類の使用状況や環境影響度（地球温暖化への影響）に対する認識を高め、ノンフロン・低 GWP 製品の導入を啓発するよう、指定製品の製造業者等に対してユーザーや消費者にとってわかりやすい表示の充実を求める。

- ③指定製品の製造業者等に対して、充填量の低減、漏えい防止、回収のしやすさに配慮した設計・製造を求める。
- ④取組進捗を効率的・効果的に把握し、実効性あるものとすべく、事業者から取組進捗について能動的に報告（目標達成年度には、別途、法定の報告徴収権限に基づく報告徴収を実施）する。

### （3） 第一種特定製品の管理者の判断の基準

第一種特定製品の使用時の冷媒の漏えいを防止するため、第一種特定製品の管理者が第一種特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化を推進するための判断の基準を以下のように定める。

- ① 製品の適切な管理方法について、管理者の知見や能力を踏まえつつ、実効的な漏えいの削減がなされるよう定める。
- ② 適切な設置・使用環境の確保・維持に配慮する。
- ③ 個々の冷媒充填量が多い機器、使用時排出が生じやすく漏えいリスクが高い機器については、使用時の冷媒排出の増加に大きな影響を及ぼし得る。このため、知見を有する者による定期的な冷媒漏えいに係る機器の点検の実施を求めることについて、中小事業者への負担も考慮しつつ定める。
- ④ 漏えいを発見した時は、原則として迅速な点検・修理を求める。また、漏えいのおそれのある時には可能な限り速やかな点検・修理に努めるよう求める。
- ⑤ 定期的な点検や漏えい発見時の処理に関する結果の記録及びその保存を求める。

## 3. 各主体が講ずべき事項

### （1） 製造業者等に関する事項

#### ① フロン類の製造業者等

- ・フロン類使用製品の製造業者等と連携し、安全性、経済性、健康影響等に配慮しつつ、オゾン層破壊効果や地球温暖化効果の低減に資する代替物質の開発に努める。また開発した製品の安全性等の関連情報の提供に努める。

## ② 指定製品及び特定製品の製造業者等

- ・ フロン類の製造業者やフロン類使用製品のユーザー等と連携し、安全性、経済性、健康影響等に配慮しつつ、ノンフロン製品や低GWP製品の開発に努める。また開発した製品の安全性等の関連情報の提供に努める。
- ・ 特定製品の製造業者等は、製品の設計・製造に当たっては、フロン類の充てん量の低減、一層の漏えい防止、回収のしやすさなどへの配慮に努めるとともに、これらの情報を開示し、使用者の商品選択の際の参考情報として活用できるよう努める。
- ・ 指定製品の製造業者等は、ユーザーや消費者にもわかりやすいフロン類使用製品等への表示の充実に努める。

## ③ 回収設備・再生設備・破壊設備の製造業者

- ・ 使用・管理が容易で、回収、再生、破壊の効率の高い設備の開発に努める。

## (2) 指定製品及び特定製品の管理者に関する事項

### ① 指定製品の管理者

- ・ 上市されているノンフロン製品や低GWP製品等を優先して導入・使用すること等に努める。
- ・ ノンフロン製品や低GWP製品その他の代替製品の開発等への協力を努める。

### ② 特定製品の管理者

- ・ 回収及び再生・破壊の意義、法遵守に必要な知識の従業員への周知徹底に努める。
- ・ 整備時・廃棄時のフロン類の回収及び再生・破壊に際しては、登録を受けた充填回収業者、許可を受けた再生業者・破壊業者引取業者に確実に引き渡すよう指示するとともに、適正な費用を負担する。

## (3) 特定製品又は特定製品に使用されるフロン類を取り扱う事業者に関する事項

### ① 第一種フロン類充填回収業者

- ・ 充填に先立って、特定製品の管理者が記録・保存する特定製品の

整備・修理履歴等を確認することにより、機器が冷媒の漏えいを生じるような整備不良の状態でないことを確認する。

- ・整備時にフロン類を充填する場合、大気中への排出が可能な限り少ない方法で行う。
- ・準備作業等により、可能な限り回収効率を高めるよう努める。
- ・冷媒漏えいの早期発見に向けた機器の維持・管理の技術水準の向上、冷凍空調機器の管理の実務を担う知見を有する者の確保、養成等の取組の推進に努める。

② 第二種フロン類回収業者

- ・準備作業等により、可能な限り回収効率を高めるよう努める。

③ 第一種特定製品の整備を行う事業者

- ・整備時にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、登録を受けた第一種フロン類充填回収業者に委託して行うことを徹底する。

④ 第二種特定製品が搭載されている自動車の整備を行う事業者

- ・整備時にフロン類を充填する場合、大気中への排出ができる限り少ない方法で行うよう努める。
- ・整備に際し回収されたフロン類について、破壊・再生により大気中への排出を抑制するよう努める。
- ・冷媒漏えいの早期発見に向けた機器の維持・管理の技術水準の向上、冷凍空調機器の管理の実務を担う知見を有する者の確保、養成等の取組の推進に努める。

⑤ 第一種フロン類再生業者

- ・再生施設の使用・管理方法の遵守等により、再生時の大気中への排出を防止するとともに、用途に応じた適切な再生を行う。

⑥ フロン類破壊業者等

- ・破壊施設の使用・管理方法の遵守等により、可能な限り分解効率を高めるよう努める。

(4) 国に関する事項

- ・自らがフロン類使用製品の使用事業者となる場合、フロン類使用製品の管理者としての取組を率先実行する。

- ・事業者・国民に対して、法制度、特に第一種特定製品の適正管理や回収の必要性、引渡・費用負担等の義務について、理解と協力を得るための普及啓発、適切な指導・助言等を行う。
- ・フロン類の生産から使用、回収、再生、破壊に至るまでの過程の把握するためのシステムの構築に努める。
- ・ノンフロン製品や低 GWP 製品等に係る技術開発支援・導入補助、税制上の軽減措置、人材の育成、普及啓発を行い、当該製品の導入加速化を図る。
- ・充填回収業者や整備業者、破壊業者、再生業者の技術力を確保し、向上させる取組の推進等、特定製品の適切な整備やフロン類の適切な充填、回収、破壊、再生を促進するための必要な支援を行う。
- ・フロン類の大気中への排出を抑制するための国際連携・途上国支援を推進する。
- ・高圧ガス保安法に係る冷凍空調機器への新冷媒の使用基準の整備について、規制改革実施計画（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）に基づき、現在主に使われている冷媒に比べて、地球温暖化に対する影響が小さい HFC-32 等のガスについて、冷凍空調機器の冷媒として円滑に使用できるよう、技術的事項について検討し、検討を踏まえ利用に伴う条件の緩和や適用除外の措置を講じることについて検討し、結論を得る。実施時期に関しては、平成 25 年度に検討を開始し、平成 25 年度以降から平成 27 年度までに順次結論を得、結論を得次第に順次措置する。
- ・特定製品の整備時・廃棄時のフロン類の回収及び再生・破壊の必要性について、関係者の協力を得つつ、その管理者をはじめとする関係者に対し効果的な普及啓発を行う。また、建設リサイクル法等と連携した、建築物の解体工事における指導・取組の強化や、第一種特定製品の管理について支援する。併せて、フロン類の適正処理の確保に関して先進的な取組を実施している都道府県等の事例の収集・発信を行う。
- ・事業者等が行うフロン類等対策の取組が評価される環境づくりについて検討する。

#### （5）地方公共団体に関する事項

- ・自らがフロン類使用製品の使用事業者となる場合、フロン類使用製品の管理者としての取組を率先して実行する。

- ・事業者・国民に対して、法制度、特に第一種特定製品の適正管理や回収の必要性、引渡・費用負担等の義務について、理解と協力を得るための普及啓発、適切な指導・助言等を行う。
- ・地域の実情に応じた特定製品からのフロン類の回収及び破壊の促進のための施策の実施に努める。
- ・建設リサイクル法等と連携した、建築物の解体工事における指導・取組の強化や、第一種特定製品の管理についての支援に努める。

#### (6) 施策への協力に関する事項

- ・事業者及び国民は、国・地方公共団体の施策への協力、教育・学習の振興、広報活動に参加・協力を努める。
- ・事業者及び国民は、フロン類使用製品の購入・買い替えの際、ノンフロン製品や低 GWP 製品等の選択について検討するように努める。

#### 4. フォローアップ

- ・環境省、経済産業省は、本法の施行状況について定期的に調査し、評価した上で公表する。
- ・本法の施行後5年を経過した場合において、本法の施行状況を可能な限り定量的に検証を行いつつ、必要な見直しを行う。